

# 浦安市と学校法人順天堂の相互協力に関する協定書

浦安市と学校法人順天堂(以下「両機関」という。)とは、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定を調印する。

## (目的)

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、医療、教育、文化、学術等の分野で相互に協力し、人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (相互協力事項)

第2条 前条に基づく相互協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 医療・健康・福祉・スポーツ・育児に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 学術研究に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) その他両機関が必要と認める事項

## (連絡協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関及び必要に応じて第三者を加えた連絡協議会を設置することができる。

## (期間)

第4条 本協定の存続期間は、協定成立から3年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、両機関からの特段の申し出がない限り、期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

## (雑則)

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

## (相互)

第6条 協議細目事業については、両機関が個別に協力する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両機関署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月17日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
市長 (松崎 秀樹 自署)

東京都文京区本郷二丁目1番1号  
学校法人順天堂  
理事長 (小川 秀興 自署)